

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(平成27年3月見直し修正)

## 第1編 第12章：身分登録(Registro del estado civil)

(2015年7月15日以降は、第325条から第332条まで2011年7月21日法律第20号身分登録法により削除)

### 第325条

人の身分に関する行為はこのために予定されている登録で証される。

### 第326条

身分の登録には、出生、婚姻、親権解放、認知と準正、死亡、帰化と住所関係の登録または付記登録(anotaciones)がなされ、スペイン国内では都市裁判官(jueces municipales)または他の民事分野(orden civil)の公務員がその任にあたり、外国では領事または外交官がその任にあたる。

### 第327条

登録記録書(actas del Registro)は身分の証拠である。その証拠は、それらの記録書が存在しないか、もしくは、登録簿が紛失した場合、または、裁判所に訴訟提起するときのみ、他のもので代えることができる。

### 第328条

出生登録のために登録所の責任者の面前に新生児が出頭することは必要なく、その義務者の届出で足る。この届出には法律で要求される全ての状況を記載して、その作成者が署名する。署名できないときは、その者の要請で2人の証人が署名する。

### 第329条

教会婚の場合、婚姻締結者は、身分登録簿への登録のために必要な全データを、婚姻挙行に出席する国の代表公務員に提供する必要がある。但し、登録に証されない(教会での)婚姻の予告(amonestaciones)、障害事由および免除に関することは除かれる。

### 第330条

帰化は、登録簿に登録されない間は、それを証する証拠がなんであろうと、また、それが認可された日がいつであらうと、法的効果を生じない。

### 第331条

都市裁判官および第一審の裁判官は、場合によっては、身分登録についての規定の違反行為であって犯罪または軽犯罪を構成しない違反を、20から100ペセタの罰金で、訂正(corregir)できる。

### 第332条

1870年6月17日の法律が、前(複数)条により修正されていない範囲で、効力を継続する。  
(本条は民事登録法により削除されている)